

鹿屋体育大学海洋スポーツセンター規則

		(昭和62年 4月 1日)
		規 則 第 9 号
改正	昭和63年 5月 25日	平成19年 3月 22日
	規 則 第 11 号	規 則 第 23 号
	平成 元年 7月 19日	平成20年 3月 19日
	規 則 第 2 号	規 則 第 10 号
	平成 5年 2月 18日	平成23年 2月 7日
	規 則 第 2 号	規 則 第 8 号
	平成 7年10月 16日	平成30年 3月 29日
	規 則 第 6 号	規 則 第 24 号
	平成15年 3月 31日	平成30年 4月 16日
	規 則 第 17 号	規 則 第 39 号
	平成16年 4月 1日	
	規 則 第 43 号	

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学海洋スポーツセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、海洋性の体育・スポーツ及びレクリエーションに関する原理、実践方法及び指導技術等を教育研究するとともに、学生、教員等の海洋性スポーツの実践の場として、海洋性スポーツの充実発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

- (1) 教授、准教授、講師又は助教
- (2) 技術職員
- (3) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

6 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第1項及び第2項の職員で構成するセンター会議を置く。

(委員会)

第4条 センターの運営に関する重要事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則(平成16年規則第12号)第3条に定める学術情報・産学連携委員会において審議する。

(海洋スポーツセンター協力者会議)

第5条 センターが行う教育研究に関して、専門的知識を有する学識経験者及び競技経験者から意見を求めるため、海洋スポーツセンター協力者会議（以下「協力者会議」という。）を開催する。

2 協力者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学術図書情報課において処理する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭63. 5. 25規則第11号)

- 1 この規則は、昭和63年5月25日から施行する。
- 2 この規則による改正前の委員の任期は、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までとする。

附 則 (平元. 7. 19規則第2号)

この規則は、平成元年7月19日から施行する。

附 則 (平5. 2. 18規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平7. 10. 16規則第6号)

この規則は、平成7年10月16日から施行し、平成7年9月1日から適用する。

附 則 (平15. 3. 31規則第17号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第3号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則 (平16. 4. 1規則第43号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 3. 19規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 2. 7 規則第8号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 29 規則第24号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 4. 16規則第39号)

この規則は、平成30年4月16日から施行する。